

令和6年

第2回湖南衛生組合議会定例会会議録

湖南衛生組合



# 令和6年 第2回湖南衛生組合議会定例会会議録

令和6年11月20日、令和6年第2回湖南衛生組合議会定例会は、湖南衛生組合会議室に招集された。

1. 出席議員は次のとおりである。

1番 あべみさ君	2番 伊藤幸秀君
3番 浜田けい子君	4番 さこうもみ君
5番 五十嵐京子君	6番 たゆ久貴君
7番 鈴木洋一君	8番 吉本ゆうすけ君
9番 小坂まさ代君	10番 木村徳君
11番 二宮由子君	12番 荒幡伸一君
13番 田村充子君	14番 石黒照久君

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求められた者は次のとおりである。

管理者	山崎 泰大 君	副管理者	酒井 大史 君
副管理者	小美濃安弘 君	副管理者	白井 亨 君
副管理者	小林 洋子 君	副管理者	井澤 邦夫 君
副管理者	和地 仁美 君		
代表監査委員	乃一 祐太 君	会計管理者	井上 幸三 君
事務局長	田代 勝久 君	総務課長	塩瀬 晴久 君

組織団体（清掃） 主管部課よりの出席者は次のとおりである。

立川市 五十嵐部長	武蔵野市 白井課長
小金井市 柿崎部長	小平市 馬場課長
国分寺市 島崎部長	東大和市 木村部長
武蔵村山市 乙幡部長	

4. 議事日程は次のとおりである。

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

第3 議案第3号 令和5年度湖南衛生組合歳出歳入決算の認定について

第4 議案第4号 湖南衛生組合会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第5 議案第5号 湖南衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

第6 議案第6号 湖南衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

第7 議案第7号 令和6年度湖南衛生組合歳入歳出補正予算（第1号）

○議長【吉本ゆうすけ君】 皆様、こんにちは。

開会前に事務局より連絡事項がございますので、よろしくお願いたします。

○事務局長【田代勝久君】 議長。

○議長【吉本ゆうすけ君】 事務局長。

○事務局長【田代勝久君】 それでは、事務局より連絡事項を2点申し上げます。

1点目でございますが、本日は、令和5年度の決算認定の議案がございますことから、代表監査委員及び会計管理者が出席しておりますので、御紹介をさせていただきます。

初めに、乃一代表監査委員でございます。

○代表監査委員【乃一祐太君】 乃一です。よろしくお願いたします。

○事務局長【田代勝久君】 次に、井上会計管理者でございます。

○会計管理者【井上幸三君】 井上でございます。

よろしくお願いたします。

○事務局長【田代勝久君】 2点目でございますが、恐縮ではございますが、これからの発言は、着座での発言とさせていただきたいと存じます。

どうぞよろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長【吉本ゆうすけ君】 それでは、始めたいと思います。

ただいまより、令和6年第2回湖南衛生組合議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は全員で定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

これより会議を開きます。

直ちに議事に入ります。



○議長【吉本ゆうすけ君】 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

署名議員に

4番 さこうもみ 議員

11番 二宮 由子 議員

を指名いたします。以上2名の方よろしくお願いたします。



○議長【吉本ゆうすけ君】 次に、日程第2、会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は本日1日といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【吉本ゆうすけ君】 異議ないものと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。



○議長【吉本ゆうすけ君】 次に、日程第3、議案第3号「令和5年度湖南衛生組合歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

山崎管理者。

○管理者【山崎泰大君】 議長。

○議長【吉本ゆうすけ君】 山崎管理者。

○管理者【山崎泰大君】 それでは、着座のまま失礼いたします。

令和6年第2回湖南衛生組合議会定例会を招集申し上げましたところ、公私とも御多用の中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

本日は、「令和5年度湖南衛生組合歳入歳出決算の認定について」をはじめとする5議案の御審議をいただきます。

どうぞよろしく申し上げます。

ただいま議題となりました、議案第3号「令和5年度湖南衛生組合歳入歳出決算の認定について」御説明申し上げます。

令和5年度湖南衛生組合歳入歳出決算につきましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、去る9月27日に監査委員の厳正かつ慎重な審査をいただきましたので、同条第3項の規定に基づき、監査委員の意見書を付けて認定に付するものでございます。

歳入歳出の総額でございますが、歳入決算額4億4,538万2,061円に対しまして、歳出決算額は4億2,485万9,686円で、歳入歳出差引残額は、2,052万2,375円となっております。これにつきましては、全額翌年度へ繰越をしております。

なお組織7市として初年度となります令和5年度におけるし尿搬入量の合計は1,261.1キロリットルで、組織5市であった前年度の搬入量の合計890.8キロリットルと比較いたしまして370.3キロリットルの増、率にいたしますと、41.6%の増となっております。

概要及び詳細な内容につきましては、会計管理者及び事務局長からそれぞれ説明いただきますので、よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます。

○事務局長【田代勝久君】 議長。

○議長【吉本ゆうすけ君】 事務局長。

○事務局長【田代勝久君】 それでは、御説明申し上げます。

議案第3号「令和5年度湖南衛生組合歳入歳出決算の認定について」を御覧いただきたいと存じます。

地方自治法第233条第3項の規定によりまして、令和5年度湖南衛生組合歳入歳出決算を別紙のとおり、監査委員の意見書を付けて議会の認定に付するものでございます。

初めに、決算の概要説明につきましては井上会計管理者より、決算の詳細につきましては私から御説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○会計管理者【井上幸三君】 議長。

○議長【吉本ゆうすけ君】 会計管理者。

○会計管理者【井上幸三君】 それでは、令和5年度湖南衛生組合歳入歳出決算について御説明申し上げます。

初めに、事業概要について御説明いたします。「主要な施策の説明書及び参考資料」の1ページを御覧いただきたいと思います。

(1) し尿処理事業の概況でございます。令和5年度の搬入量は1,261.1キロリットルで、前年度と比べて370.3キロリットルの増加、また年間搬入量を稼働日数243日で割った日量は、5.19キロリットルで、前年度と比べて1.49キロリットルの増となっております。

組織団体別の年間搬入量は、表「①年間搬入量の状況」のとおりで、令和5年度から新たに加入した立川市及び国分寺市の2市を除き、前年度と比べ、東大和市、武蔵村山市の搬入量は減少しておりますが、他の3市の搬入量は前年度とほぼ同程度となっております。

次に事業運営について御説明いたします。「主要な施策の説明書及び参考資料」の2ページをお開きください。

まず(2) 事業運営についてでございます。

新処理施設の稼働から令和5年度で7年目となりますが、引き続き円滑な事業運営に努めてまいりました。

まず①旧第六水源用地の貸付けについてでございます。湖南衛生組合総合整備事業にお

ける土地信託事業で処分を行わなかった旧場外水源用地については、旧第六水源用地を売地看板の設置を継続しながら、令和2年10月から駐車場用地として整備を行い、事業者に貸付けを行っております。貸付収入は、財産収入としております。

次に、②管理棟内部改修工事についてでございます。立川市及び国分寺市の加入に伴い、手狭となる会議室の拡張を行うため、管理棟内部改修工事等を実施したものでございます。管理棟内部改修工事については、令和4年12月に着工し、令和5年6月30日に竣工いたしました。管理棟内部改修工事に係る経費といたしまして、管理棟内部改修工事監理業務委託料137万5,000円、管理棟改修工事及び追加工事費1,592万8,000円、事務用品移転等業務委託料32万4,500円を支出しております。

次に、(3)し尿処理場維持管理のための施設整備工事等実施状況でございますが、施設整備工事につきましては、定期的な整備や点検・調整を実施いたしました。施設整備に係る工事請負費の令和5年度決算額は374万5,500円となっております。

次に、収支について御説明いたします。3ページを御覧いただきたいと思います。

収支の状況につきましては、歳入決算額が4億4,538万2,061円であり、前年度と比べて3億2,435万3,597円、率にして268.0%の増。一方、歳出決算額は4億2,485万9,686円で、前年度と比べて3億1,689万1,689円、率にして293.5%の増となっております。歳入歳出差引額は2,052万2,375円でございます。

歳入歳出決算額について、令和5年度から立川市及び国分寺市が加入したことに伴い、2市からの加入負担金、加入負担金に係る施設整備基金積立金などにより大幅な増となっております。詳細につきましては、後ほど御説明いたします。

次に、歳入について御説明いたします。

「湖南衛生組合歳入歳出決算書」の2ページ、3ページを御覧いただきたいと思います。歳入決算額の状況でございますが、「主要な施策の説明書及び参考資料」の4ページ、5ページも併せて御参照いただければと思います。

款1 分担金及び負担金は、令和5年度から新たに加入した立川市及び国分寺市を加えた組織7市からの分担金、及び2市からの加入負担金でございます。分担金は収入済額が1億688万7,000円で、前年度と比べて17.9%の増となっております。また、負担金は新たに加入した2市が負担する加入負担金で、収入済額が3億140万7,500円で前年度と比べて皆増となっております。

款2 財産収入は、財政調整基金及び施設整備基金に係る預金利子、並びに旧第六水源

用地の貸付収入で収入済額が9万4,118円でございます。前年度と比べて494円の減となっております。

款3 繰入金は、財政調整基金及び施設整備基金を取り崩すもので、収入済額が2,387万3,000円となっており、前年度と比べて36.8%の増となっております。これは管理棟内部改修工事等の支出にあたり、施設整備基金の繰入れを行った影響によるものでございます。

款4 繰越金は前年度からの繰越金で、収入済額が1,306万467円で、前年度と比べて2.5%の増となっております。

款5 使用料及び手数料は、電柱等占用料で収入済額が3万9,600円で、前年度と同額となっております。

款6 諸収入は、会計年度任用職員の報酬から徴収する本人分の雇用保険料等で、収入済額が2万376円で前年度と比べて14.6%の増となっております。

歳入合計は、予算現額4億5,176万6,000円に対し、収入済額が4億4,538万2,061円で、予算現額に対する収入済額の割合は98.6%となっております。

次に、款別の歳出について御説明いたします。「歳入歳出決算書」の4ページ、5ページを御覧いただきたいと思っております。款別の歳出決算額の状況でございますが、「主要な施策の説明書及び参考資料」の4ページ、5ページも併せて御参照ください。

款1 議会費は、議会の運営等に要した経費で、支出済額が484万5,000円で、前年度と比べて増減率が32.9%の増となっており、執行率は94.2%でございます。主な増加理由は、2市加入に伴う組合議員数の増加により、議員報酬が増加したことによるものでございます。

款2 総務費は、職員の人件費、事務経費等で、支出済額は7,777万8,700円で、前年度と比べて15.4%の増となっており、執行率は93.0%でございます。主な増加要因は、管理棟内部改修工事等による支出の増加によるものでございます。

款3 し尿処理場費は、し尿処理施設等の維持管理に要した経費で、支出済額が3億4,223万5,986円で、前年度と比べて827.0%の増となっており、執行率は94.8%でございます。主な増加理由は、2市からの加入負担金を施設整備基金に積み立てたことによるものでございます。

款4 予備費は、今年度の充当額はございませんでした。

歳出合計は予算現額4億5,176万6,000円に対し、支出済額が4億2,485万

9,686円で、予算現額に対する執行率は94.0%となっております。

次に、性質別の歳出について御説明いたします。「主要な施策の説明書及び参考資料」の10ページ、11ページを御覧いただきたいと思います。

(4) 歳出性質別決算内訳の状況でございます。

まず、経常費につきまして、人件費の決算額は4,361万3,121円で、前年度と比べて2.4%の増となっており、決算総額に占める比率は10.27%でございます。

物件費は4,743万5,964円で、前年度と比べて13.2%の増となっており、決算総額に占める比率は11.17%でございます。

維持補修費は524万3,920円で、前年度と比べて55.0%の増となっており、決算総額に占める比率は1.23%でございます。

扶助費は2万円で前年度と比べて83.3%の減となっており、決算総額に占める比率は0.00%でございます。

補助費等は35万6,563円で前年度と比べて27.7%の増となっており、決算総額に占める比率は0.08%でございます。

次に、経常費以外につきまして、積立金の決算額は3億1,056万2,618円で、前年度と比べて3,415.3%の増となっており、決算総額に占める比率は73.10%でございます。

普通建設事業費につきましては、令和5年度の決算額はございませんでした。

物件費は169万9,500円で前年度と比べて16.9%の減となっており、決算総額に占める比率は0.40%でございます。

維持補修費は1,592万8,000円で、前年度と比べて81%の増となっており、決算総額に占める比率は3.75%でございます。

補助費等につきましては、令和5年度の決算額はございませんでした。

以上で令和5年度湖南衛生組合歳入歳出決算につきまして、概要を御説明いたしました。詳細につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○事務局長【田代勝久君】 議長。

○議長【吉本ゆうすけ君】 事務局長。

○事務局長【田代勝久君】 それでは、引き続き詳細について御説明申し上げます。

「令和5年度歳入歳出決算書」の8ページ、9ページをお開きいただきたいと存じます。

「決算事項別明細書」の歳入でございます。

1 款 分担金及び負担金、1 項 分担金、1 目 し尿処理費分担金は、令和5年度からは立川市及び国分寺市の加入により、組合組織7市での分担金の額でございます。前年度の分担金と比較いたしますと、17.9%の増となっております。

各市の分担金でございますが、立川市は2,577万6,000円で、対前年度比は加入による皆増で、分担金合計に占める構成比率は24.1%でございます。以下同様に武蔵野市は1,538万7,000円で対前年度比16.7%の減で構成比率14.4%。小金井市は647万6,000円、対前年度比32.1%の減で構成比率6.0%。小平市は1,825万9,000円、対前年度比19.4%の減で構成比率17.1%。国分寺市は1,334万4,000円で、対前年度比は加入による皆増で構成比率12.5%。東大和市は1,591万6,000円、対前年度比38.9%の減で、構成比率14.9%。武蔵村山市は1,172万9,000円で、対前年度比16.0%の減で、構成比率11.0%となっております。

なお、各市の分担金は、予算編成上、前々年の令和3年11月から前年の令和4年10月までの1年間のし尿処理量の実績による割合を基準に算出しております。なお立川市及び国分寺市につきましては、当該算出期間におきましては、本組合加入前のため、組合への搬入実績がないことから、対応する算出期間において2市が自区内で処理するために収集したし尿等の量の実績に置き換えて算出しております。

次に、同款2項 負担金、1目 加入負担金は、令和5年4月1日から本組合に加入した立川市及び国分寺市からの2市分の加入負担金で、負担額につきましては令和4年10月25日付で、本組合と立川市及び国分寺市の間で締結した湖南衛生組合への加入に関する協定書に基づく額でございます。

続きまして、次の第2款 財産収入から第6款 諸収入につきましては、先ほど会計管理者より御説明させていただきましたので、省略をさせていただきます。

次に、10ページ、11ページをお開きいただきたいと存じます。「決算事項別明細書」の歳出でございます。ここでは、主な支出の内容と不用額の理由について御説明申し上げます。

1 款1 項1 目 議会費は、議会の運営に要した経費でございます。

1 節 報酬でございますが、組合議会議員14名の議員報酬でございます。不用額は19万3,295円で、令和5年度は統一地方選挙の執行に伴い、組合の組織7市のうちの5市の組合議会議員が任期満了となったことから、後任の組合議会議員の選出まで、空白期間が生じたことによるものでございます。

1 2 節 委託料は、組合議会の議事録を作成するための速記委託料でございます。

1 8 節 負担金、補助及び交付金は、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合負担金でございます。

次に、2 款 総務費、1 項 総務管理費、1 目 一般管理費は、職員人件費、各種施設管理用の委託料、工事請負費、財政調整基金積立金などでございます。

節別の内訳につきまして、申し上げます。

1 節 報酬は、会計年度任用職員 1 名の報酬でございます。

2 節 給料は、管理者及び副管理者の特別職 7 人分と、一般職 3 人分の給料でございます。不用額は 6 1 万 5, 6 6 8 円で、令和 5 年度は副管理者 6 人のうち 3 名の変更があったこと、また、一般職の派遣職員の異動により、当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

3 節 職員手当等は期末勤勉手当、地域手当、扶養手当等でございます。不用額は 9 6 万 2, 0 5 2 円で、2 節の給料と同様に、令和 5 年度は一般職の派遣職員の異動により当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

4 節 共済費は共済組合負担金、社会保険料等でございます。

1 0 節 需用費は、事務用消耗品、自動車等の燃料費、上下水道使用料等の光熱水費、印刷製本費、修繕料でございます。消耗品につきましては、事務用消耗品のほか、草刈り機用のナイロンコード、ボールバルブなど、菖蒲園の場内環境整備に要した経費でございます。また、修繕料につきましては、軽乗用車、軽貨物車の車検に伴う検査費用、軽乗用車のバッテリー交換、管理棟事務室の空調設備の修繕に要した経費が主なものでございます。

1 1 節 役務費は、電話・郵便料・インターネット使用料の通信運搬費、建物災害共済保険料、自動車損害保険料、振込手数料、蜂の巣駆除作業手数料などでございます。

1 2 節 委託料は、庁舎等の清掃業務、菖蒲園の管理及び除草や樹木整枝等の場内環境整備の委託に要した経費とともに、令和 5 年度は、場内西側のヒマラヤ杉の剪定業務委託料に加えまして、立川市、国分市の加入に伴う管理棟内部改修工事に係る工事監理委託料、工事期間中の執務のために仮設事務所へ事務用品を移転する事務用品移転等業務委託料が主なものでございます。

1 3 節 使用料及び賃借料は複写機、電話交換機、ノートパソコン、財務会計システム機器等の借上料等でございます。

1 4 節 工事請負費、1, 5 9 2 万 8, 0 0 0 円につきましては、立川市及び国分寺市の加

入に伴う管理棟内部改修工事に係る費用でございます。当該工事の予算につきましては、令和4年度から令和5年度までを期間とする債務負担行為の設定により措置してございまして、工事請負業者への前払金につきましては、令和4年度会計において支出していることから、令和5年度会計における支出額は、当該前払金分を除いた事業費でございます。不用額の87万2,000円につきましては、契約差金によるものでございます。

続きまして、15節 原材料費は、菖蒲の開花に向けて、花菖蒲の苗や株、育成のための肥料等を購入したほか、園内管理のための擬木や板材を購入し、菖蒲園の整備を行ったものでございます。

17節 備品購入費は、充電式刈払機、リチウムイオンバッテリーなど、場内環境整備のための機械器具類の購入でございます。

18節 負担金、補助及び交付金は、東京都市町村公平委員会負担金、三多摩清掃施設協議会の負担金でございます。

24節 積立金は前年度からの繰越金の一部を財政調整基金へ積み立てたもの及び財政調整基金の預金利子を財政調整基金に積み立てたものでございます。

26節 公課費は、軽乗用車、軽貨物車の車検に伴う自動車重量税でございます。

続きまして、12ページ、13ページをお開きください。

2項1目 監査委員費は、監査事務に要した経費でございます。

次に、3款 し尿処理場費でございます。し尿処理施設等の維持管理及び施設整備に要した経費でございます。

初めに、1項1目 し尿処理管理費の補正予算額506万円につきましては、前年度の歳計剰余金の一部を施設整備基金に積み立てたものでございます。

続きまして、節別の内訳につきまして、御説明申し上げます。

1項1目 し尿処理管理費でございます。

13節 使用料及び賃借料は、し尿処理水の放流に係る下水道使用料でございます。不用額は380万5,856円、執行率は64.3%となっております。組織7市として初年度となります令和5年度のし尿搬入量の合計は1,261.1キロリットルで、組織5市であった前年度に比べ、370.3キロリットル、率にして41.6%の増という状況となっております。

24節 積立金の3億656万1,404円につきましては、先ほどの補正予算で御説明申し上げました前年度の歳計剰余金の一部506万円と、旧第六水源用地の土地貸付収入

9万2,400円、施設整備基金の預金利子1,504円に、令和5年度はこれらに加えて、本組合に加入した立川市及び国分寺市からの2市分の加入負担金の額、3億140万7,500円を令和4年10月25日付で本組合と立川市、国分寺市の間で締結した湖南衛生組合への加入に関する協定書に基づき、施設整備基金に積み立てた合計額でございます。

次に、2目 し尿処理維持費でございます。

10節 需用費は、場内電気料及び修繕料等でございます。10節 需用費の不用額784万8,742円の主な理由といたしましては、令和5年度におきます、原油高等からによる電力供給の不安定化を起因した電気料金の最終保障供給契約を令和5年度におきましては見直したため、電気料金が見込みより圧縮されたことに加えて、し尿処理施設の緊急の修繕の金額につきましても、見込みより少なかったことによるものでございます。

12節 委託料は、下水投入施設の運転管理業務委託料、各種測定分析業務委託料、投入・貯留槽などの清掃業務委託料、脱臭剤の交換業務委託料などが主なものでございます。

14節 工事請負費は、No.1破砕機、No.1及びNo.2の投入ポンプ、計装設備点検及び調整などの処理施設の定期整備工事を行ったものでございます。不用額168万7,500円は、契約差金とともに、緊急工事費100万円の執行が生じなかったことによるものでございます。

4款 予備費でございますが、予備費の充当につきましてはございませんでした。

歳出につきましては、以上でございます。

次に、14ページ、15ページをお開きください。「実質収支に関する調書」でございます。

歳入総額4億4,538万2,061円で、歳出総額4億2,485万9,686円でございます。歳入歳出差引額は2,052万2,375円で、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、歳入歳出差引額がそのまま実質収支額2,052万2,375円となっております。

次に、15ページの「財産に関する調書」でございます。

1の公有財産の土地及び建物につきましては、土地及び建物ともに決算年度中の増減はございませんでした。決算年度末現在高につきましては、土地が2万9,552.72㎡、建物は449.44㎡となっております。

2 物品の重要備品につきましても、決算年度中の増減はございませんでした。

最後に、16ページの3 基金でございます。財政調整基金につきましては、決算年度

中の増減でございますが、増額分といたしましては、前年度繰越金の一部400万1,000円と財政調整基金の預金利子214円の計400万1,214円を積み立てまして、減額分といたしましては、財源調整のため250万円を取り崩しておりますので、差引き150万1,214円の増額となりまして、決算年度末現在高2,289万2,573円となっております。

次に、施設整備基金につきましては、決算年度中の増減でございますが、増額分といたしましては、旧第六水源用地の土地貸付け収入9万2,400円、施設整備基金の預金利子1,504円、前年度繰越金の一部506万円に、令和5年度はこれらに加えて、先ほど来申し上げております、2市加入に伴う加入負担金の額3億140万7,500円を協定書に基づき積立てを行いましたことから、計3億656万1,404円の積立額となりました。

一方減額分といたしましては、充当先といたしまして、2款1項1目12節の委託料で、2市加入に伴う管理棟内部改修工事に係る工事監理業務委託料137万5,000円と、工事期間中の執務のため仮設事務所へ事務用品等を移転する事務用品移転等業務委託料32万4,500円、また、同項14節の工事請負費では、管理棟内部改修工事の費用1,592万8,000円、さらに3款1項2目14節の工事請負費で処理施設の定期整備工事374万5,500円の計2,137万3,000円を取り崩しておりますので、決算年度末現在高は4億235万4,955円となっております。

以上、令和5年度湖南衛生組合歳入歳出決算の詳細の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長【吉本ゆうすけ君】 次に、決算審査の報告を乃一代表監査委員よりお願いいたします。

○代表監査委員【乃一祐太君】 それでは、令和5年度湖南衛生組合歳入歳出決算等の審査について、審査意見書により説明いたします。

決算書等の審査は、令和6年9月27日、湖南衛生組合の会議室におきまして実施いたしました。まず、審査に当たりましては、決算書及び付属書類並びに基金の運用状況を示す書類について、地方自治法等の関係法令に準拠して調製されているかどうか、決算の計数は正確であるか否かを検証するとともに、予算は適正に執行されているか、基金は適正に運用されたか、などを主眼といたしまして、関係書類及び帳簿類と照合し、その他通常実施すべき審査手続により実施いたしました。

その結果、審査に付された歳入歳出決算書及び付属書類は法令に準拠して作成されてお

り、決算の計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りはないものと認められました。

また、これらに伴う会計事務処理は法令等に従って適正に執行されており、さらに、基金の運用状況を示す書類の金額は証書類と符合し、計数は正確なものと認められました。

次に、決算の概要についてですが、歳入歳出の状況につきまして、本決算の歳入総額は4億4,538万2,061円であり、歳出総額は4億2,485万9,686円で、歳入歳出差引額は2,052万2,375円となり、全て翌年度へ繰り越されています。

歳入決算額4億4,538万2,061円を予算現額4億5,176万6,000円と比較いたしますと、98.6%の収入率となっております。不納欠損額及び収入未済額は発生しておりません。

これらの歳入決算額の内訳を款別で見ると、分担金及び負担金は4億829万4,500円で、歳入決算額総額に対する構成比率は91.7%となっております。同様に、財産収入は9万4,118円、繰入金は2,387万3,000円で5.4%、繰越金は1,306万467円で2.9%、使用料及び手数料は3万9,600円、諸収入は2万376円となっております。

歳出につきましては、歳出予算総額4億5,176万6,000円に対し、支出済額は4億2,485万9,686円で、執行率は94.0%となり、不用額は2,690万6,314円となっております。

支出済額の4億2,485万9,686円を性質別に区分いたしますと、経常費につきましては、人件費が4,361万3,121円で、支出総額に対し10.27%の構成比率となっております。同様に物件費は4,743万5,964円で11.17%、維持補修費は524万3,920円で1.23%、扶助費は2万円で0.00%、補助費等が35万6,563円で0.08%となっております。

経常費以外につきましては、積立金は3億1,056万2,618円で73.10%、物件費は169万9,500円で0.40%、維持補修費は1,592万8,000円で3.75%となっております。

歳入歳出及び不用額並びに基金等の詳細につきましては、先ほど会計管理者と事務局長から説明がございましたので省略いたします。

以上、「令和5年度 決算等審査意見書」の概要を説明いたしましたが、予算の執行は予算の趣旨に基づき、法令等に従って処理されており、適正な決算であると認められました。

最後に、令和5年度の決算では、旧場外水源用地のうち、旧第六水源用地を前年度に引き続き、駐車場として事業者に貸付けを行い、有効活用しています。引き続き残る2箇所の旧場外水源用地について売却促進を図り、基金を活用することで、施設の維持管理に係る費用を平準化し、分担金を適正な水準で維持するよう、引き続き努めてください。

令和5年度からは、組合の組織市が5市から7市へと増えたところです。今後も維持管理経費について、中長期的な視野を持って適切に見直しを図ってください。

し尿処理業務は、市民生活に欠かせない業務であり、公衆衛生の向上等のための重要な事業であります。今後も効率的かつ安定した運営を円滑に進めるとともに、菖蒲園についても、要望に応じた適切な運営に努めることを望むものであります。

以上をもちまして、令和5年度決算等審査報告といたします。

○議長【吉本ゆうすけ君】 説明及び報告が終わりました。

これより議案第3号に対する質疑を行います。

○3番【浜田けい子君】 議長。

○議長【吉本ゆうすけ君】 浜田議員。

○3番【浜田けい子君】 座ったままでよろしいですか。

○議長【吉本ゆうすけ君】 はい。

○3番【浜田けい子君】 すみません。

最後の意見書のところで、最後に結びのところでは、

今御説明がありました、「残る2箇所の旧場外水源用地について、引き続き売却促進を図りたい」という、これ昨年も一昨年も、この言葉、文言があったように思うんですけども、なかなか売却しにくい土地なんだろうなというのは分かるんですが、何か努力されていらっしゃるのか、今後どういうことで、この土地、用地を売却する予定というか、考えられていることがあれば伺いたいと思います。

○事務局長【田代勝久君】 議長。

○議長【吉本ゆうすけ君】 事務局長。

○事務局長【田代勝久君】 お答え申し上げます。

場外水源用地につきましては、湖南衛生組合の総合整備事業における土地信託事業で、処分を行わなかった8箇所の場外水源用地のうち、2箇所は本組合の水源用地として使用しております。残り6箇所のうちの4箇所は処分済みで、御質問ございました2箇所は未処分となっております。このうち、旧第六水源用地につきましては、売地看板の設置を

継続しながら、駐車場用地の整備を行いまして、事業者に貸付けを行っておりまして、現在、年間9万2,400円の収入を得ております。

当該旧第六水源用地については、売地看板を設置しながら売却促進のためのPRに努めているところでございますが、一方で、当該用地につきましては、狭隘の用地であると同時に、不整形地ともなっているところでございますので、なかなか手を挙げていただける事業者がないというのが現状でございます。そういった中でも、今後も、売地看板等の設置を継続しながら、ホームページなどの各種周知方法を通じまして、積極的な売却に向けてのPRに努めてまいりたいと考えております。

もう1箇所の第三水源用地につきましては、見守り番用地として武蔵村山市に無償で貸し付けておりまして、当該用地は武蔵村山市で、地域の安全・安心を守るための見守り番活動や防犯パトロールなどを行い、ボランティアの方が中心となって運営された防犯活動の発信源として活用されております。現在、武蔵村山市に買収いただく方向で協議を進めております。

いずれにいたしましても、この見守り用地につきましては、公益的な活用がなされていると考えております。売却先であります武蔵村山市の財政事情も踏まえまして、買収いただく方向で協議を進めておりますので、早期の売却に向けまして予算化を進めていただくべく協議を継続してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長【吉本ゆうすけ君】 よろしいですか。

○3番【浜田けい子君】 はい。

○議長【吉本ゆうすけ君】 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【吉本ゆうすけ君】 質疑ないものと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

ないですかね。

(「なし」の声あり)

○議長【吉本ゆうすけ君】 討論なしと認めます。

これにて討論を終結し、採決に入ります。

議案第3号「令和5年度湖南衛生組合歳入歳出決算の認定について」、本決算を認定する

ことに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長【吉本ゆうすけ君】 挙手全員であります。

よって、本決算は認定することに決定いたしました。

次に、日程第4、議案第4号「湖南衛生組合会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○管理者【山崎泰大君】 議長。

○議長【吉本ゆうすけ君】 山崎管理者。

○管理者【山崎泰大君】 ただいま議題となりました、議案第4号「湖南衛生組合会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の提案理由について御説明いたします。

内容につきましては、事務局長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○事務局長【田代勝久君】 議長。

○議長【吉本ゆうすけ君】 事務局長。

○事務局長【田代勝久君】 それでは、議案第4号「湖南衛生組合会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、御説明いたします。

今回の一部改正条例につきましては、令和5年法律第19号による地方自治法の一部改正に伴いまして、期末手当のみが支給可能であったパートタイムの会計年度任用職員について、国の取扱いとの均衡との観点から、令和6年度から勤勉手当を支給することができるとされたため、本組合においても、現在1名の会計年度任用職員が従事していることから、勤勉手当の支給を可能とする規定を追加し、併せて規定の整備を行うため本案を提出するものでございます。

それでは、改正箇所につきまして、御説明申し上げます。

初めに、題名でございます。

根拠法の地方自治法第203条の2におきましては、会計年度任用職員につきましては、第1項で報酬、同第3項で費用弁償、同第4項で期末手当・勤勉手当の支給が規定されております。

題名に、これらの報酬・手当等をそれぞれ併記する名称も可能でございますが、組合の

組織市でも採用されております、包括的に報酬等の表記として、条例の題名を「湖南衛生組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例」と改めるものでございます。

次に、第1条でございます。条例の趣旨を定めたものでございますが、改正前は条例の根拠規定につきまして、重複する趣旨や関連する法令が全て列記されていることから、組合の組織市の例に倣いまして、根拠規定を主要な法律に整理して、簡潔明瞭な表記とした上、支給等の規定について、報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する旨を明確にしたものでございます。

次に、第5条でございます。同条第1項は期末手当の基準日及び支給日を定めているもので、次条に規定する勤勉手当につきましても、同じ基準日及び支給日を適用することから、「この項においてこれらの日を」の部分を削除する改正でございます。

同条第2項は期末手当の算定について定めているものでございますが、改正前では、職員に係る規定の読み替えにより定めております。一方、本条例は会計年度任用職員に関する条例であることから、会計年度任用職員の期末手当の額の算定について、読み替え規定ではなく、同じ趣旨の内容について、改正後のとおりに規定を整理し直し、条文の明瞭化を図ったものでございます。条文中の100分の130の割合につきましては、令和6年の東京都人事委員会勧告による、期末手当の支給月数1.3か月分に基づくものでございます。

次に、第5条の2でございます。本条は、勤勉手当の支給に係る条文を新設するものでございます。同条第1項は勤勉手当の基準日及び支給日を定めるもので、期末手当と同じく6月1日と12月1日を基準日とし、それぞれ基準日から起算して20日を超えない範囲内において任命権者が定める日に勤務成績に応じて支給するものとして、前条第1項に定める、期末手当と同様の体裁の条文としたところでございます。

同条第2項は勤勉手当の算定について定めるもので、その算定基礎額を期末手当と同様に、基準日現在の会計年度任用職員が受けるべき報酬の額及び地域手当に相当する報酬の額の合計額を基礎として規則で定める額として、これに勤務成績に応じた規則で定める基準に沿って定める支給割合を乗じた額を支給額といたしまして、併せて、支給総額が算出された額に100分の122.5を乗じた額の総額を超えない旨、支給総額の上限を設定したものでございます。なお、上限割合の122.5%につきましては、令和6年の東京都人事委員会勧告による、勤勉手当の支給月数1.225か月分に基づくもので、勤務所在地である武蔵村山市も含め、組織市の大半で設定している数字でございます。本条につきましても、前条第2項に定める期末手当と同様の体裁の条文としたところでございます。

続いて、同条第3項は勤勉手当の不支給及び一時差止めに関する規定で、期末手当の規定と同様に、常勤一般職の例によるものとするものでございます。

同条第4項は勤勉手当の支給に関し必要な事項を規則に委任する規定で、こちらにつきましても、期末手当と同様の規定を追加するものでございます。

次に、第7条第2項は、会計年度任用職員が所定の勤務日数及び勤務時間数の全部又は一部について勤務しないとき、その勤務しない日数及び時間数に係る報酬については支給しない旨、東京都及び組織市の規定の例に倣い追加したものでございます。

同条第3項は、ただいまの項の追加に伴い、現行の第2項を繰り下げ、併せて字句を整理するものでございます。

最後に附則でございますが、第1項は、この条例の施行日を公布の日からとするものでございます。

第2項は、本年6月1日を基準日とする勤勉手当の支払いに対応するため、勤勉手当に関する第5条の2の規定の適用日を令和6年4月1日とするものでございます。

第3項は、同じく本年6月1日を基準日とする勤勉手当の支給に対応するため、勤勉手当の支給日に係る第5条の2第1項に規定する支給日の特例を定めるものでございます。

第4項は、同じく本年6月1日を基準日とする勤勉手当の支給に対応するため、勤勉手当の支給額に係る第5条の2第2項に規定する支給割合の特例を定めるものでございます。

第5項は、条例の施行に関し必要な事項を任命権者に委任するものでございます。

本条例は提案理由で申し上げましたとおり、地方自治法におきまして、給与、報酬、費用弁償、期末・勤勉手当、その他給付等の支給につきましては、条例で定めることが求められておりまして、同法の一部改正に伴う、国からの会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給関係通知に伴う技術的助言に基づく一部改正でございますので、よろしく願い申し上げます。

以上、議案第4号の説明でございます。

○議長【吉本ゆうすけ君】 説明が終わりました。

これより議案第4号に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長【吉本ゆうすけ君】 質疑ないものと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長【吉本ゆうすけ君】 討論なしと認めます。

これにて討論を終結し、採決に入ります。

議案第4号「湖南衛生組合会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について、本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長【吉本ゆうすけ君】 挙手全員であります。

よって、議案第4号「湖南衛生組合会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第5号「湖南衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○管理者【山崎泰大君】 議長。

○議長【吉本ゆうすけ君】 山崎管理者。

○管理者【山崎泰大君】 ただいま議題となりました、議案第5号「湖南衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」の提案理由について御説明いたします。

内容につきましては、事務局長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○事務局長【田代勝久君】 議長。

○議長【吉本ゆうすけ君】 事務局長。

○事務局長【田代勝久君】 それでは、議案第5号「湖南衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」につきまして御説明申し上げます。

今回の一部改正条例につきましては、地方公共団体の職員の勤務時間、休暇、その他勤務条件につきましては、国家公務員との均衡を図ることが求められていることから、公務において不妊治療と仕事の両立を支援する必要性から、国家公務員については、不妊治療に係る通院等の特別休暇が設けられているため、同様の特別休暇を新設するとともに、国家公務員と同様に、夏期休暇の取得期間が業務の繁忙期等にあたり、夏期休暇の取得が困難と認められる職員につきましては、当該休暇の取得期間を拡大することについて、地方公務員法の趣旨に沿って改正を行うため、本案を提出するものでございます。

初めに、第14条の2でございますが、本条は、「出生サポート休暇」を新たに規定するものでございます。内容は、職員が不妊治療に係る通院等のため、勤務しないことが相当であると認められる場合は、一つの年度において5日、当該通院等が体外受精又は顕微授精に係るものである場合は10日以内の休暇を承認するものとし、原則として1日を単位、業務に支障がないと認めるときは、1時間を単位として承認することができるものとするものでございます。

次に、第28条の第1項でございます。改正内容につきましては、職員の夏期休暇の取得期間を拡大するもので、改正前は7月1日から9月30日までとしている夏期休暇の取得期間について、業務の繁忙期に該当する等の理由により夏期休暇の取得が困難である場合には、その取得期間を6月1日から10月31日まで拡大するものでございます。

最後に附則でございますが、本条例の施行期日を公布の日とするものでございます。

以上、議案第5号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長【吉本ゆうすけ君】 説明が終わりました。

これより議案第5号に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長【吉本ゆうすけ君】 質疑ないものと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長【吉本ゆうすけ君】 討論なしと認めます。

これにて討論を終結し、採決に入ります。

議案第5号「湖南衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」について、本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長【吉本ゆうすけ君】 挙手全員であります。

よって、議案第5号「湖南衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第6号「湖南衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○管理者【山崎泰大君】 議長。

○議長【吉本ゆうすけ君】 山崎管理者。

○管理者【山崎泰大君】 ただいま議題となりました議案第6号「湖南衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」の提案理由について御説明いたします。

内容につきましては、事務局長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○事務局長【田代勝久君】 議長。

○議長【吉本ゆうすけ君】 事務局長。

○事務局長【田代勝久君】 それでは、議案第6号「湖南衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、御説明いたします。

今回の一部改正条例につきましては、本組合におきましては、現在1名の会計年度任用職員が従事していることから、「地方公務員の育児休業等に関する法律」の施行に対応し、会計年度任用職員の育児休業に関する規定について、地方公務員法の趣旨に沿って所要の整備を行うため本案を提出するものでございます。

初めに第2条でございます。同条は、常勤の組合職員以外の会計年度任用職員の育児休業の取得要件等を規定しているものでございます。

第1項第1号は、育児休業を取得できる会計年度任用職員の規定で、同号（ア）では、養育する子が1歳6か月に達する日までに、その任期を満了すること、及び、引き続いて任用されないことが明らかでないこと。なお、この期間は、子の出生後57日、8週間以内に育児休業をする場合、いわゆる産後パパ育休を取得する場合は、この期間は出生後8週間と6か月を経過する日まで緩和されております。また、特に必要と認める場合につきましては、この期間を子が2歳に達する日までとしておりまして、その場合につきましては、条例第3条の3で規定しております。

同号（イ）では、1週間の勤務日が3日以上、1月の勤務11日以上、年間の勤務日が121日以上であることとしております。

次の第2号は、既に育児休業しており、新たに育児休業を取得できる会計年度任用職員の規定で、同号（ア）は、1歳から2歳に達するまでの子を養育するため、1歳6か月に達するまで養育する子については、1歳到達日の翌日を、1歳6か月から2歳に達するまで養育する子については、1歳6か月に到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合、また、子の当該到達日に育児休業している場合につきましては、

育児休業することが継続的な勤務のために必要と認める場合は、既に育児休業している場合であっても、新たに育児休業が取得できるものとするものがございます。

同号（イ）では、任期を定めて採用された会計年度任用職員が、当該任期の末日を育児休業の期間の末日として引き続いて育児休業しようとする場合につきましては、改めて取得要件を問わないことを明記するものがございます。

続きまして、第3条の2でございます。本条は会計年度任用職員が育児休業することができる満了日の規定を加えるものがございます。

第1号は、原則1歳到達日までとするものがございます。

第2号は、会計年度任用職員の配偶者が1歳到達日以前に育児休業している場合に、当該職員が育児休業する場合におきましては、子が1歳2か月に達する日まで育児休業することができることを規定するものがございます。

第3号は、1歳6か月到達日までできる場合として、1歳から1歳6か月になるまでの子を養育している場合で、（ア）では、子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業する場合を、（イ）では、子の1歳到達日において育児休業している場合又は配偶者が育児休業している場合を、（ウ）で子の1歳到達日後の期間において育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認める場合で定められる場合を、（エ）では、子の1歳到達日の期間において育児休業したことがない場合、いわゆるこの号の育児休業を一度終了した場合は、再度の利用はできないことを規定しております。

なお、規則で定める場合につきましては、保育所等における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われない場合などを定めることとしております。

次に、第3条の3でございます。会計年度任用職員の育児休業の取得期間については、前条に規定するとおり、3つの場合で、1歳到達日まで、1歳2か月到達日まで、1歳6か月到達日までであります。本条に該当する場合は2歳到達日まで育児休業するものとする規定でございます。

本条につきましては、規定の体裁としては、前条第3号の（ア）から（エ）までと同趣旨の内容を、2歳到達日まで育児休業する場合に対応して規定したものがございます。なお、規則で定める場合につきましても、前条の第3条の2と同じでございます。

続きまして、第4条及びその見出しは字句の整備でございます。

第5条は、原則2回までとする育児休業について、再度の承認をすることができる特別な事情を定めるもので、国、人事院規則の標準様式及び組合組織の規定の例に倣い規定を

整備するものでございます。

同条第1項第2号は、改正条文の追加に伴い、適用条文を繰り下げるものでございます。同号の内容は、現に育児休業している職員の育児休業に係る子以外の子、すなわち兄弟姉妹にかかる育児休業を承認しようとするときは、現在の育児休業の承認を取り消すこととなりますが、取り消された後に、(ア)ではこの承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することに至った場合につきましては、再度育児休業を承認することができるものとするものでございます。また、(イ)では、この承認に係る子が家事審判事件が終了した場合、又は養子縁組が成立しないまま、児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置、いわゆる児童養護施設への入所若しくは里親への委託が解除された場合にも再度育児休業を承認することができるものとするものでございます。

次の改正前の第5条第1項第5号は、改正法の施行後の現在は、当該要件に関わらず、原則2回まで育児休業を取得できることから、任命権者への申出に係る規定を削るものでございます。

改正後の第5号は、ただいまの号の削除に伴い、現行の第6号を第5号に繰上げ、文言の整理を行うものでございます。同号の内容は、配偶者の負傷又は疾病による入院や、配偶者との別居、また保育所等に入所できないなど、育児休業をしなければ子の養育に著しい支障が生じる場合は再度育児休業を取得することができるものとするものでございます。

第6号は、当該子について既に育児休業したことがある場合など、本条例の第3条の2第3号及び第3条の3で規定する、1歳6か月到達日及び2歳到達日までの育児休暇ができる場合も、再度、育児休業を承認することができるものとするものでございます。

次に、第6条は、原則1回までとする育児休業の延長について、再度育児休業の期間を延長することができる特別な事情を定めるもので、前条の第5条第1項第5号と同じく、配偶者の負傷又は疾病による入院や配偶者との別居、また保育所等に入所できないなど、育児休業しなければその子の養育に著しい支障が生じる場合は、再度育児休業の期間の再度の延長をすることができるものとするものでございます。期間の延長は原則1回でございますが、条例に定めることにより、再度1回延長することができるものとするものでございます。

続きまして第7条の2は、部分休業することができない会計年度任用職員の規定でございまして、勤務所在地が同じである武蔵村山市、また組織市の例に倣い、非常勤の要件を規定したところでございます。

次に、第8条は、部分休業の承認に関する規定でございます。同条第2項は、組合の常

勤職員に係るものですが、適用条文及び字句の整備でございます。第3項が会計年度任用職員に係るもので、1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で行うことを規定するものでございます。

続きまして、第9条は、部分休業している職員の給与に関する規定でございます。同条第1項は、組合の常勤職員に係るものですが、字句の整備でございます。第2項が会計年度任用職員に係るもので、会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない時間について報酬を支給しないことを規定するものでございます。

次に、第10条の2は、妊娠又は出生等についての申出があった場合における措置といたしまして、任命権者は、妊娠、出産等の申出をした職員に対して育児休業に関する制度等を知らせるとともに、当該職員の意向を確認するための措置を講じなければならないこと。また、当該申出を理由として、職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならないことを規定をしております。

最後に附則でございますが、本条例の施行期日を公布の日とするものでございます。

以上、議案第6号の説明とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長【吉本ゆうすけ君】 説明が終わりました。

これより、議案第6号に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長【吉本ゆうすけ君】 質疑ないものと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長【吉本ゆうすけ君】 討論なしと認めます。

これにて討論を終結し、採決に入ります。

議案第6号「湖南衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」について、本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長【吉本ゆうすけ君】 挙手全員であります。

よって、議案第6号「湖南衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第7号「令和6年度湖南衛生組合歳入歳出補正予算（第1号）」についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○管理者【山崎泰大君】 議長。

○議長【吉本ゆうすけ君】 山崎管理者。

○管理者【山崎泰大君】 ただいま議題となりました議案第7号「令和6年度湖南衛生組合歳入歳出補正予算（第1号）」の提案理由について御説明いたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ補正の必要が生じたので、本案を提出するものでございます。内容につきましては、総務課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○総務課長【塩瀬晴久君】 議長。

○議長【吉本ゆうすけ君】 総務課長。

○総務課長【塩瀬晴久君】 それでは、議案第7号「令和6年度湖南衛生組合歳入歳出補正予算（第1号）」について御説明いたします。

議案書の1ページをお開きください。

今回の補正予算は、第1条第1項にありますとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,252万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億4,035万8,000円とするものでございます。同条第2項にありますとおり、歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの「第1表歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、歳入から御説明申し上げます。

4ページ、5ページをお開きください。

4款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金についてでございますが、補正前の予算額800万円は、令和6年度当初に予定していた歳入額でございますが、繰越金の確定額が2,052万2,000円ございましたので、補正前の予算額に1,252万2,000円を追加し、2,052万2,000円とするものでございます。

6ページ、7ページをお開きください。

歳出でございます。

3款 し尿処理場費、1項 し尿処理費、1目 し尿処理管理費、24節 積立金でございます。こちらは歳入の4款 繰越金のところで御説明差し上げました、補正額1,

252万2,000円を施設整備基金へ全額積み立てるものでございます。

説明は以上でございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長【吉本ゆうすけ君】 説明が終わりました。

これより議案第7号に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長【吉本ゆうすけ君】 質疑ないものと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長【吉本ゆうすけ君】 討論なしと認めます。

これにて討論を終結し、採決に入ります。

議案第7号「令和6年度湖南衛生組合歳入歳出補正予算(第1号)」について、本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長【吉本ゆうすけ君】 挙手全員であります。

よって議案第7号「令和6年度湖南衛生組合歳入歳出補正予算(第1号)」は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

これにて、令和6年第2回湖南衛生組合議会定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

午後3時10分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

湖南衛生組合議会議長

湖南衛生組合議会議員

湖南衛生組合議会議員